

令和 年 月 日

医療保険による訪問看護重要事項説明書

1. 本事業所は京都市の指定を受けた訪問看護事業所（ 事業所番号第 2660490158 ）です。
本事業所には、看護師常勤2名非常勤4名が勤務しております。
2. 本事業所の看護師が主治医の指示のもと、利用者の希望・心身の状況をふまえ、居宅を訪問して必要な療養上の看護等を行います。訪問看護実施時に、利用者の方の病状等が急変した場合は、応急処置を行うと共に速やかに主治医に連絡をとり指示を求める体制をとっております。
3. 訪問看護サービスを行う時間は、原則として土曜・日曜を除く月曜日から金曜日の午前9:00～午後5:00までとなっております。（冬季12月31日～1月3日は休業します）
4. 訪問看護サービスを受けられた場合の利用料については、訪問時間や回数により異なります。なお、生活保護等の公費受給者は、利用者負担額を補助する制度があります。特別な管理を必要な方の場合、常時連絡をとる体制をご希望の場合は、規定に定められた料金を別途いただきます。
5. サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたらお申し出ください。
また、苦情内容によって行政窓口をご紹介する等対応させていただきます。

※ あやめ訪問看護ステーション 管理者 築山かおる TEL (075) 644-6077

※ 国民健康保険団体連合会 TEL (075) 354-9011

※ 社会保険支払基金 TEL (075) 312-2400

6. 保有するご利用者及びご家族の個人情報に関しては、厚生労働省のガイドラインを遵守し個人情報の扱い、保護に努めます。

◆訪問看護サービス提供開始にあたり、利用者に対し上記重要事項を説明しました。

事業所名 株式会社 K・T あやめ訪問看護ステーション

所在地 京都市南区東九条明田町 18-1

TEL 075 (353) 7727

管理者 _____ 印 説明者 _____ 印

◆私は、訪問看護についての重要事項の説明を受け、サービスを受ける事、並びにその利用料を支払う事に同意します。

利用者 _____ 印 代理人 _____ 印

住 所 _____